全 自 動 貸 金 庫 規 定

１．（全自動貸金庫取引に係る契約の成立）

当金庫は、お客様から全自動貸金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

２．（保管函の使用）

保管物は当金庫所定の保管函に収納したうえ、その保管函を預けてください。

３．（保管物の範囲）

（１）保管函には、次のものを収納することができます。

なお、総重量が、20 キログラムを超えることはできません。

① 公社債券、株券その他の有価証券

② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

③ 貴金属、宝石その他の貴重品

④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

（２）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。

（３）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの

② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

４．（利用目的の確認）

（１）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第３条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

（２）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

５．（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日の１か月前までに利用者または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

６．（手数料）

（１）この貸金庫の手数料は、別紙記載の料率により１年分を前払いするものとし、毎年４月の当金庫所定の日に、利用者の指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から月割計算によって支払ってください。

（２）手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

（３）契約期間中に解約があった場合は、契約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を

月割計算により返戻します。

７．（鍵の保管）

保管函に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は利用者が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ利用者が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

８．（貸金庫の開閉等）

（１）保管函は、利用者にあらかじめ交付する「貸金庫契約者カード」（以下「カード」という。）と利用者が届出た暗証番号により、利用者自身で取出してください。

（２）開庫にあたっては、利用者がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号を入力のうえ、正鍵を使用して行ってください。

（３）保管物の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。また、保管函は、その場所以外へは持ち出さないでください。

（４）停電、故障等によりカードによる金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫保管函受渡依頼書」（お届印を押印）に必要事項を記入のうえカードと共に窓口に提出してください。

（５）保管函を格納するときは、保管函が正鍵により施錠されていることを確認してください。

（６）貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、退出してください。

９．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（届出事項の変更等）

（１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店へ届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵ないしカードを失ったときもしくはき損したときも同様とします。

（２）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

１１．（印章、鍵およびカードの喪失時等の取扱い）

（１）印章、正鍵またはカードを失った場合の保管函の受渡しは、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（２）正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

（３）カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。なお、カードを再発行した場合は、当金庫所定の費用を支払ってください。

１２．（保管函等の変更）

前条第２項の場合または保管函（錠前を含む）のき損・不調等が生じた場合に、当金庫が保管函またはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

１３．（暗証番号、印鑑照合等）

（１）当金庫が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫を確認したうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保管函の受渡しその他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵およびカードについて当金庫は確認する義務を負いません。

１４．（損害の負担等）

（１）災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため保管函の受渡しに直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

（３）利用者の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

１５．（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 16 条第３項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 16 条第３項各号の一つでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

１６．（解約等）

（１）この契約は、利用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえカード、保管函および正鍵を直ちに返却してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 11 条に準じて取扱います。

（２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続を取ってください。第３条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 利用者が手数料を支払わないとき
② 利用者について相続の開始があったとき
③ 利用者の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは与えるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤ カードの改ざん、不正利用その他相当の事由があるとき
⑥ 利用者がこの規定に違反したとき
⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあ

ると認められるとき

⑨　法令で定める本人確認等における確認事項や第４条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑩　マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

①　利用者が貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　利用者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団

Ｆ．その他前各号に準ずる者

③　利用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風評を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる者

（４）前各項による保管函の返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当金庫は、この手数料相当額を返却の日に第６条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

（５）第１項から第３項による保管函の返却、正鍵の返却等の手続が３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して保管函を開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は、保管函の開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は、利用者の負担とします。

（６）手数料、遅延損害金その他利用者が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第支払ってください。

１７．（保管物の一時引取り等）

（１）保管函の保管施設の修繕または移転その他やむをえない事由により、当金庫が保管物の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

（２）前項の事由が生じたときは、当金庫は利用者にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に保管函の保管を委託することができるものとします。

１８．（緊急措置）

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して保管函を開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１９．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この契約による受渡し請求権等の利用者の権利は譲渡または質入れすることはできません。

（２）カード、保管函および鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

２０．（保証人）

保証人は、この契約から生ずる全ての債務について利用者と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

２１．（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以　上

令和７年９月１日現在

北群馬信用金庫